

高知市地域おこし協力隊員設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市地域おこし協力隊員設置要綱

高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（令和 3 年 7 月 20 日制定）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章 任用型地域おこし協力隊員（第 7 条―第 11 条）

第 3 章 企業型地域おこし協力隊員（第 12 条―第 16 条）

第 4 章 個人事業主型地域おこし協力隊員（第 17 条―第 20 条）

第 5 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、地域力の維持・強化に資する各種地域協力活動に係る業務に従事するもの（以下「地域おこし協力隊員」という。）の活動等に関し、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日総務省制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（地域おこし協力隊員の活動）

第 2 条 地域おこし協力隊員は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域行事や地域コミュニティの維持に関する活動
- (2) 地域住民の生活支援に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (4) 地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- (5) 農林水産業及び地産地消・地産外商に関する活動
- (6) 観光交流事業に関する活動
- (7) 環境保全事業に関する活動
- (8) その他地域力の維持・強化に資する活動

（資格）

第 3 条 地域おこし協力隊員は、地域の活性化や地方創生の推進に理解と熱意を有し、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者のうちから公募により選任し、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 採用決定前において、別表 1 転出地欄に掲げる政令指定都市又は市町村（以下「都市地域等の市町村等」という。）に生活の拠点及び住民票がある者で、採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を同表転入地欄に掲げる本市の区域に移し、かつ、当該都市地域等の市町村等から本市に住民票を異動することができる者。ただし、語学指導等を行う海外青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了した者（JET プログラム参加者としての活動を 2 年以上行い、かつ、JET プログラムを終了した日から 1 年以内の者に限る。）で、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者については、この限りでない。
- (2) 採用決定前において、本市以外の市町村等に生活の拠点及び住民票があり、地域おこし協力隊員であった

者（同一地域における活動を2年以上行い、かつ、当該地域おこし協力隊員の解嘱から1年以内である者に限る。）又は海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を同表転入地欄に掲げる本市の区域に移し、かつ、本市以外の市町村等から本市に住民票を異動することができる者。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、地域おこし協力隊員に必要な技能等については、市長が別に定める募集要領によるものとする。

（地域おこし協力隊員の種類）

第4条 地域おこし協力隊員は、任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。）、企業型地域おこし協力隊員（以下「企業型隊員」という。）及び個人事業主型地域おこし協力隊員（以下「事業主型隊員」という。）とする。

（地域おこし協力隊員の責務）

第5条 地域おこし協力隊員は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 積極的に地域協力活動に取り組むこと。
- (2) 地域との融和に努めること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。なお、その職を退いた後も同様とする。

（市の役割）

第6条 市長は、次に掲げる地域おこし協力隊員に関する業務（以下「協力隊員設置業務」という。）を行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊員の採用及び配置に関する業務
- (2) 地域おこし協力隊員の年間活動計画の作成に関する業務
- (3) 地域おこし協力隊員の活動に関する総合調整及び指導、支援に関する業務
- (4) 地域おこし協力隊員の研修及び隊員相互の交流に関する業務
- (5) 地域おこし協力隊員の活動実績の取りまとめ及び広報に関する業務
- (6) 地域おこし協力隊員の活動終了後の定住支援に関する業務
- (7) その他地域おこし協力隊員が行う活動に関して必要な業務

第2章 任用型地域おこし協力隊員

（身分）

第7条 任用型隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、市長が任用する。

（任用型隊員の任用期間等）

第8条 任用型隊員の任用は、高知市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第101号）によるものとする。

- 2 任用型隊員の任用期間は1年とし、当該任用に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において任用された任用型隊員の任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の3月末日までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、人事評価により任用型隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、再度の任用を妨げない。この場合において、任用型隊員としての身分を有する期間の合計は、3年を超えないものとする。

（勤務時間）

第9条 任用型隊員の勤務時間は、高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年

規則第102号) によるものとする。

- 2 任用型隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とし、4週を通じ、1週当たり31時間を超えない範囲内で割り振るものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。

(基本となる報酬)

第10条 任用型隊員の給与は、高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）によるものとする。

- 2 任用型隊員の基本となる報酬（条例第10条に規定する基本となる報酬をいう。）は、月額によるものとし、経験年数に応じ、別表2に規定する額を支給する。

第11条 任用型隊員は、副業又は兼業を行おうとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第3章 企業型地域おこし協力隊

(企業型隊員に係る協力隊員設置業務の委託)

第12条 市長は、企業型隊員に係る協力隊員設置業務の全部又は一部を、本市の区域内に活動拠点となる事務所等を有する法人又は任意の団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす者（以下「受入団体」という。）に委託することができる。

- (1) 地域おこし協力隊員と連携して、第2条に掲げるいずれかの地域協力活動を行うこと。
- (2) 受入団体における人員補填や利益確保のためではなく、公益のために地域おこし協力隊員を雇用すること。
- (3) 協力隊員設置業務に係る委託費用について、次のとおり会計処理を行うこと。

ア 独立した口座を開設すること。

イ 地域おこし協力隊の業務の範囲・経理及び地域おこし協力隊以外の業務の範囲・経理を明確に区別し、専用の帳簿を設け、第6条第1項各号の区分に従い、委託費用を整理すること。

ウ 支出の根拠となる請求書及び領収書等を保存すること。

エ 類似の他の補助事業を重複して実施する場合には、補助対象の範囲を仕分け、二重補助とならないよう経理を仕分けること。

- (4) 協力隊員設置業務を行うための担当者を配置し、地域おこし協力隊員の受入体制が整っていること。
- (5) 定款、規約、会則等運営に関する規則を有し、責任者が明確であること。
- (6) 市税及び県税、国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- (8) 特定の宗教又は政治団体と関わりのある者及び公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。
- (9) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者

- 2 市は、受入団体に必要な書類を提出させること等により、当該受入団体が前項の要件に該当することを確認するものとする。

(受入団体の募集)

第13条 受入団体は、市長が別に定める募集要領により、原則公募により選定する。ただし、本市において受入団体が特定の1者しか存在しないと市長が認める場合は、この限りでない。

(身分及び勤務条件)

第14条 企業型隊員の身分は、第12条第1項の規定により市長が委託した受入団体に雇用される者とし、市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第15条 企業型隊員の委嘱期間は1年とし、当該委嘱期間等に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において委嘱された企業型隊員の委嘱期間は、当該委嘱のあった日から当該年度の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業型隊員の活動成果に基づく能力の実証により、企業型隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、公募によらない再度の委嘱を行うことができる。この場合において、企業型隊員の委嘱期間の合計は、3年を超えないものとする。

3 前項の規定により、企業型隊員に再度の委嘱を行う場合は、一会計年度ごとに行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は企業型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができる。

- (1) 企業型隊員から解職又は企業型隊員を雇用する受入団体より契約解除の申し出があったとき。
- (2) 活動実績及び成果が、明らかに不十分のとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 企業型隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(報酬及び活動経費)

第16条 企業型隊員の活動に対する報酬及び活動に要する経費は、受入団体が協力隊員設置業務の委託料の範囲内で負担するものとする。

第4章 個人事業主型地域おこし協力隊員

(事業主型隊員に係る協力隊員設置業務の委託)

第17条 市長は、協力隊員設置業務の一部を、事業主型隊員に委託することができる。

(身分)

第18条 事業主型隊員は、前条の規定により市長と業務委託契約を締結する者とし、市長が委嘱する。

2 委託内容については、市長と事業主型隊員双方の協議により決定することとし、委嘱に伴う雇用関係は存在しないものとする。

(委嘱期間)

第19条 事業主型隊員の委嘱期間は1年とし、当該委嘱期間等に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において委嘱された事業主型隊員の委嘱期間は、当該委嘱のあった日から当該年度の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業主型隊員の活動成果に基づく能力の実証により、事業主型隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、公募によらない再度の委嘱を行うことができる。この場合において、事業主型隊員の委嘱期間の合計は、それぞれ3年を超えないものとする。

3 前項の規定により、事業主型隊員に再度の委嘱を行う場合は、一会計年度ごとに行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は事業主型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができる。

- (1) 事業主型隊員から解職の申し出があったとき。
- (2) 活動実績及び成果が、明らかに不十分のとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 事業主型隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(委託料及び活動経費)

第20条 市長は、事業主型隊員に対し、活動の対価として、予算の範囲内で定めた額を基本額として委託料を支払う。

2 前項のほか、事業主型隊員の活動に必要な経費について、予算の範囲内で定めた額を基本額に上乗せして支払うことができる。

第5章 雑則

(活動状況等の報告)

第21条 企業型隊員及び事業主型隊員は、毎月高知市地域おこし協力隊員活動日誌(様式第1号)を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 地域おこし協力隊員は、毎年度高知市地域おこし協力隊員活動状況報告書(様式第2号)を作成し、3月末日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、地域おこし協力隊の就業等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後の要綱の規定を適用するに当たっては、この要綱による改正前の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年12月27日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 改正後の要綱の規定を適用するに当たっては、この要綱による改正前の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年12月23日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

2 改正後の要綱の規定を適用するに当たっては、この要綱による改正前の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

転出地			転入地
3大 都市 圏内	都市地域	政令指定都市	本市内全域
		市町村	
	一部条件不利 地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	
3大 都市 圏外	都市地域	政令指定都市	鏡地区及び土佐山地区に限る。
		市町村	
	一部条件不利 地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	本市内全域
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	鏡地区及び土佐山地区に限る。

備考

- 1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域から国勢調査令（昭和55年政令第98号）の規定に基づき実施された平成22年10月1日現在の市町村人口（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における同年同月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び令和2年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村の区域を除いた区域をいう。
- 2 条件不利地域とは、次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
 - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項並びに第3条第1項及び第4条第1項に規定する過疎地域
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- 3 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 4 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く。）、第2項第5号から第7号までの対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全部が同項第2号から第4号までの対象地域・指定地域に該当する市町村以外の市町村をいう。
- 5 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、第2項第2号から第4号までの対象地域・指定地域をいう。

別表 2

経験年数	報酬月額
1 年未満	195,840円
1 年以上 2 年未満	199,840円
2 年以上 3 年未満	203,440円

様式第1号(第21条関係)

高知市地域おこし協力隊員活動日誌

高知市長 様

【高知市地域おこし協力隊員】

【受入団体（企業型隊員の場合に限る）】

氏名 (※)

所在地

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してくだ

事業者名

さい。

代表者職・氏名

印

担当者氏名

[illegible]

高知市地域おこし協力隊員活動状況報告書

高知市長 様

【高知市地域おこし協力隊員】

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

【受入団体（企業型隊員の場合に限る）】

所在地

事業者名

代表者職・氏名

担当者氏名

印

ミッション	
今年度の地域協力 活動内容	○主にどのようなことをしたのか、具体的に記入してください。
翌年度の地域協力 活動内容（予定）	○どのような計画があるか、具体的に記入してください。
要望又は意見等	○市や地域への要望や意見があれば記入してください。
備 考	○その他、特記事項があれば記入してください。